

議案第61号

那覇市・南風原町環境施設組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、那覇市・南風原町環境施設組合の共同処理する事務の公園の名称変更と公園の管理運営負担金について那覇市・南風原町環境施設組合同規約を別紙のとおり変更する。

平成30年12月11日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

還元施設「環境の杜ふれあい公園」の平成31年4月の一部供用開始に伴い、那覇市・南風原町環境施設組合の共同処理する事務の公園の名称変更と公園の管理運営負担金について、那覇市・南風原町環境施設組合同規約を変更する必要があるためこの案を提出する。

那覇市・南風原町環境施設組合格約の一部を改正する規約

那覇市・南風原町環境施設組合格約(平成11年沖縄県指令企第424号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「環境の杜ふれあい周辺の公園」を「環境の杜ふれあい公園」に改める。

第16条第3号中「還元施設「環境の杜ふれあい」」の次に「及び還元施設「環境の杜ふれあい公園」」を加える。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。